

## 低所得者に対する固定資産税の減免について（チェック表）

■以下の項目について、すべて「はい」となる方が減免の対象者となります。

### 1 減免の対象となる者

減免の対象となる者は次の(1)~(3)のすべてに該当する納税義務者となります。

(1) 賦課期日現在、次の①~③のいずれかに該当しますか。 (はい・いいえ)  
該当する場合は、該当する箇所を○で囲んでください。

① 65歳以上の者

② 寡婦又はひとり親  
(※住民票に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない者)

#### 【寡婦とは】

- (ア) 夫と死別、又は夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定める者のうち、扶養親族又は生計を一にする子供（総所得金額等の合計が48万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない者）がいる者で、合計所得金額が500万円以下である者
- (イ) 夫と死別してから、婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で、合計所得金額が500万円以下である者

#### 【ひとり親とは】

- (ア) 婚姻歴や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下であり、生計を一にする子供（総所得金額等の合計が、48万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない者）がいる者

③ 特別障害者

特別障害者とは

- (ア) 精神上的障害により、事理を弁識する能力を欠く状態にある人又は児童相談所等で知的障害者（重度）と判定された者
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳（1級）を有している者
- (ウ) 身体障害者手帳身体上の障害の程度が1級又は2級の記載がある者
- (エ) 戦傷病者手帳を有している者
- (オ) 原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の認定を受けている者
- (カ) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (キ) 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、その障害の程度が、(ア)又は(ウ)に掲げる人に準ずるものとして、市長や福祉事務所長の認定を受けている者

(2) 減免の対象者およびその生計を一にする者それぞれの前年中の合計所得金額が、次の金額以下ですか。

(はい・いいえ)

$280,000円 \times \{本人 + 扶養親族数\} + 100,000円 + 170,000円$ (ただし、扶養親族がないときは170,000円を加算しない。) 1人家族 38万円以下・2人家族 83万円以下・3人家族 111万円以下・4人家族 139万円以下
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 減免の対象となる者及び対象者と生計を一にする者全員が、居住の用に供している家屋及びその敷地以外に土地又は家屋（居住している家屋の附属家を除く。）を所有（共有及び区分所有を含む。以下同じ。）していませんか。  
また、他市町村に土地又は、家屋を所有していませんか。

(はい・いいえ)

## 2 減免の対象となる固定資産

減免の対象となる固定資産は、次の(1)～(4)のすべてに該当する家屋及びその敷地となります。

(1) 減免の対象となる者が、家屋及びその敷地の両方又はいずれか一方を所有していますか。 (はい・いいえ)

(2) 減免の対象となる者自ら居住している家屋及びその敷地ですか。 (はい・いいえ)

(3) 家屋及びその敷地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税の合計税額が50,000円以下ですか。 (はい・いいえ)

(4) 家屋の現況延床面積（附属家の現況延床面積を含む。）が70平方メートル以下で次の割合が、 $1/2$ 以上ですか。 (はい・いいえ)

$$\frac{\text{減免の対象となる者が居住に使っている現況延床面積}}{\text{家屋の現況延床面積}}$$

ただし、区分所有の場合は、減免の対象となる者の専有部分及び専有部分に算入される共有部分の合計現況延床面積を「家屋の現況延床面積」とします。

